

# 阿保地区住民自治協議会規約

## 第一章 総 則

- 第1条 「名 称」  
この会は、阿保地区住民自治協議会「以下、本会という。」と称する。
- 第2条 「事務所の所在」  
本会の事務所は、伊賀市阿保151番地1 阿保地区市民センターに置く。
- 第3条 「目 的」  
本会は、住民自治の精神に基づき自らにより、より良い良好な地域社会を形成するにあたり、区域内の自治会、各種団体、事業所ならびに区域内に在住する個人の相互の連携、協力、親睦を図り、地域環境の整備等のまちづくり、地域づくりに寄与することを目的とする。
- 第4条 「区 域」  
本会は、阿保東部区、阿保西部区、弥生区、青山羽根区、別府区、柏尾区、岡田区、寺脇区、川上区、奥鹿野区の10区地内の区域とする。但し、他の協議会と協力し連携して活動する場合は、この限りではない。
- 第5条 「組 織」  
本会は、役員会、運営委員会、実行委員会、会員をもって組織する。
- 第6条 「事 業」  
本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。  
1 会員相互の情報の共有化、親睦、及び秩序の保持に関する事業  
2 住民による、まちづくり、地域づくりに関する事業  
3 行政との関係に於いての機能「諮問」「提案」「同意」「決定」に関する事業  
4 その他本会の目的を達成するため必要な事業  
5 行政とのまちづくりに関する基本協定書に基づく業務
- 第7条 「会 員」  
本会会員は、次に掲げるとおりとする。  
1 阿保地域内に居住する住民  
2 阿保地域に住所を置く事業所、企業  
3 阿保地域住民で活動する各種団体、事業法人  
4 その他会長が必要と認める者

本会の名誉を毀損する行為、又は本会の秩序を乱す行為のあった者は会員資格を失う。

## 第二章 役員

### 第8条 「役員」

本会に次の役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
事務局長	1名
顧問	若干名

### 第9条 「役員を選任」

- 1 役員は運営委員会で選出する。
- 2 役員任期は2年とし、4月1日に始まり翌々年の3月31日に終わる。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員に欠員が生じ、補欠のため選任された役員任期は、その前任者の残任期間とする。
- 4 会長は、総会の同意を得て顧問を置くことができる。
- 5 〈削除〉

### 第10条 「役員の職務」

- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括し、役員会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会計は、経理に関する業務を行なう。
- 4 事務局長は、会務の事務処理及び事務局職員の業務を統括する。
- 5 会長、副会長、会計、事務局長は役員会を組織して会務を執行する。

### 第11条 「監事」

- 1 監事は2名とし、役員および委員を兼ねることが出来ない。
- 2 監事は、本会の財産及び事業の執行状況を監査、監督する。

## 第三章 会議

### 第12条 「会議」

会議は、総会、役員会及び運営委員会、実行委員会、部会、特別委員会とする。

### 第13条 「総会」

総会は代議制とし役員、運営委員、部会委員、各区区長代理を以て構成する。

総会は通常総会及び臨時総会とする。

通常総会は毎年1回開催する。

臨時総会は次の場合に開催する。

- 1 役員会において必要と認めるとき
- 2 会員総数の3分の2以上から会議の目的を示し、開催の請求があったとき
- 3 監事から開催の請求があったとき

総会の招集は会長が招集する。

総会は原則として公開とする。

総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

### 第14条 「総会の付議事項」

総会においては、次の事項を付議する。

- 1 事業報告、収支決算に関すること
- 2 事業計画、収支予算に関すること
- 3 規約、規定の制定、改廃に関すること
- 4 役員選任承認に関すること
- 5 その他役員会が必要と認めた事項

### 第15条 「総会の決議」

総会は、代議総数の2分の1以上の出席がなければ議決することが出来ない。総会の議事は出席者全員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### 第16条 「役員会」

役員会は、会長、副会長、会計、事務局長をもって構成し、必要に応じて随時会長がこれを招集する。役員会は会務に関する重要事項、基本事項、その他総会の付議事項に属さない事項について審議し決議する。議決は役員の過半数をもって決議とする。

### 第17条 「運営委員会」

- 1 運営委員会は、役員、自治会（各区区長）、各部会部長を以て構成し必要に応じて随時会長がこれを招集する。  
運営委員会は組織運営にあたっての方針や重要な事項について審議する。
- 2 地域まちづくり計画は、運営委員会で策定する。
- 3 会長は、必要であると認められるとき、委員以外の者を出席さ

せ、意見を求めることができる。

第18条 「実行委員会」・「部会」・「特別委員会」

- 1 総会、役員会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、必要に応じて実行委員会を置く。
- 2 総会及び運営委員会で決定された方針に基づき、施策を実施するため、次の部会を置く。
  - ① 区長部会                      ② 地域まちづくり推進部会
  - ③ 防犯防災・環境部会      ④ 健康・スポーツ部会
  - ⑤ 産業交流部会              ⑥ 広報部会
  - ⑦ 教育・文化部会            ⑧ 福祉部会
- 3 各部会委員は、会員の中から運営委員会で選出する。
- 4 各部会は部長、会計担当を部会委員の中から選出し、部長は部会を代表して、会務を総括する。各部会の副部長は、自治会（区長）が担当する。
- 5 各部会間の会務の調整は、運営委員会が行なう。
- 6 「特別委員会」は、専門的な企画・案件の立案審議を行い運営委員会へ提出する。委員は運営委員会の同意を得て、会長が案件の都度選出する。ただし、会員以外の有識者を選出することができる。

## 第四章 会 計

第19条 「経費の支弁」

本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金及び寄付金、その他収入を以ってこれに充てる。

第20条 「会計年度」

会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第21条 「事務局」

本会に会務を処理するための事務局を設け、事務職員を1名置く。

## 第五章 その他

第22条 「規約の改廃」

本規約、細則を変更しようとするときは、総会において出席者の4分の3の同意を得なければならない。

第23条 「解散」

本会の解散については、総会において出席者の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第24条 「規則等への委任」

この規約に定めるものの他、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮り別に定める。

付 則

1. 本規約は、平成17年4月1日より施行する。
2. 本会の運営についての必要な規定は細則で定める。
3. 平成18年5月13日一部改正（第17条2項）
4. 平成20年6月14日一部改正（第8条、第12条、第17条）
5. 平成23年5月22日一部改正（第6条9項追加、第8条、第11条追加、第17条1項、第18条2・3変更及び4・5項追加）
6. 平成24年5月26日一部改正（第9条第1項）
7. 平成26年6月22日一部改正（第2条、第4条、第18条、第21条、第23条追加）
8. 平成27年5月16日一部改正（第9条4項追加、第17条1項、第18条1項、2項、第23条、第24条）
9. 令和元年5月18日一部改正（第9条1項、第9条5項追加、第12条、第18条6項追加、第19条、第21条）
10. 令和2年5月15日一部改正（第2条、第17条）
11. 令和3年5月15日一部改正（第9条1項、第9条5項削除）
12. 令和4年5月14日一部改正（第2条、第21条）